

草加市立栄中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. 学校いじめ防止基本方針の骨子

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害であるとともに、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものである。市、学校、保護者等はそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめ防止等に取り組まなければならない。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校経営方針から

校訓「自主・自立・親和・協力」のもと、学校教育目標「豊かな心を持ち思いやりのある生徒」を育成する。

- ① 互いが一人ひとりの違いを認め、個人のよさを認める事ができる学校づくり
- ② いじめを見過ごさず、相手の気持ちを考えて助け合うことができる生徒の育成

(4) 本校における基本認識

本校教職員は、「いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こり得ること」を十分に認識すること、「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない平和で明るい、楽しい学校生活を送る」ことができるために、いじめを許さない学校づくりの推進に向けて『栄中学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2. いじめ防止のための取組

(1) 学級担任・副担任等

- ① 学年・学級経営の充実 → 学年内の報告、連絡、相談の徹底とチームによる生徒指導
- ② 教科指導の充実 → 一人ひとりに活躍の場面をつくる。一人ひとりの伸びの状況把握
- ③ 道徳や学級活動等の充実 → 自他への思いやり、正しい判断力、善悪の区別、協力、協調性
- ④ 絆づくり、居場所づくり → 協働の体験、連帯感、成就感の育成、自己肯定感の醸成

(2) 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導担当教員

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう、教職員に働きかける
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言等）

3. 早期発見・早期対応のための取組

(1) 学級担任・副担任等

- ① 生徒理解への共通理解の徹底
報・連・相の徹底、学年会の随時開催、各部会の充実
- ② 生徒実態把握と対応
「学校生活に関するアンケート」「教育相談部会アンケート」の年3回以上の実施による情報収集
※分析・検討 → 管理職への報告 → 担任の面接・声かけ → 指導 → 全職員共通理解へ
- ③ 組織による対応の徹底
具体的な組織での対応マニュアルの作成と実施
- ④ 学校・家庭・関係機関連携
さわやか相談員、S C、担任、支援室等との連携の強化

(2) 養護教諭

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

(3) 生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認

《管理職》

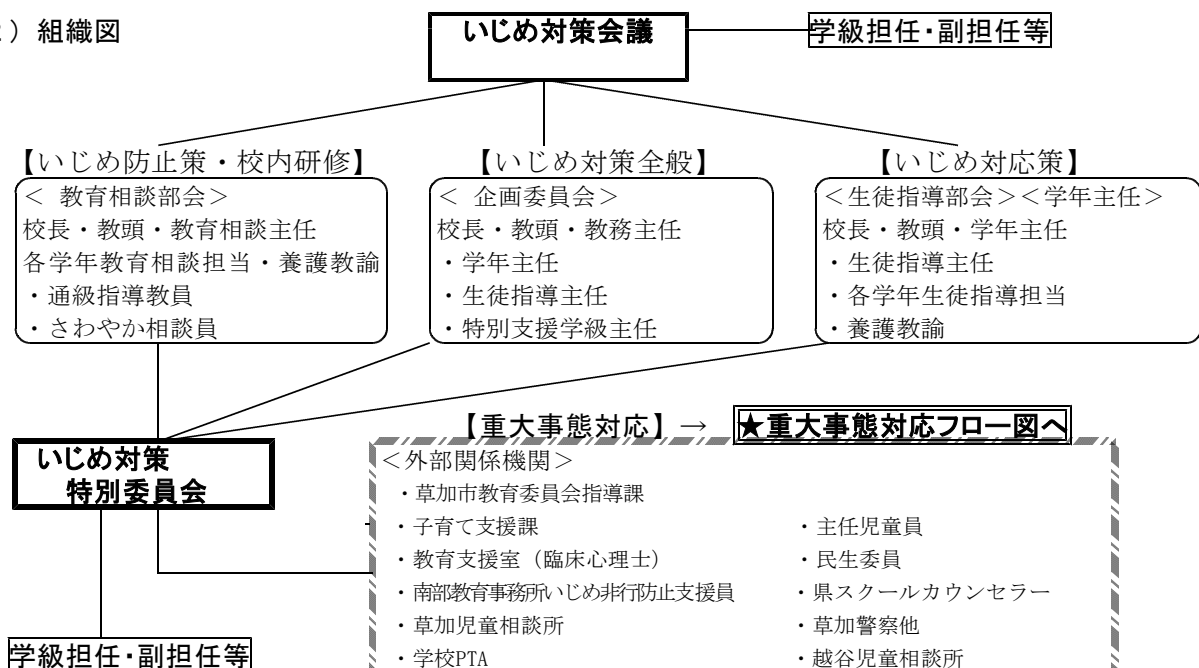
- ・児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

4. いじめ対応のための組織について

(1) いじめ対応組織と役割

- ① いじめ対策会議（いじめ防止といじめ対応）※毎月最終木曜日実施
構成員：校長・教頭・教育相談主任・教育相談担当・養護教諭・S C・さわやか相談員
対応内容：いじめに特化して学校生活の洗い直し、生徒指導部会、教育相談部会への指示各部会から出された事案の洗い直し
- ② いじめ対策特別委員会（重大事態対応）
構成員：いじめ対策会議部員・教務主任・生徒指導主任・学年主任
関係職員及び関係諸機関

(2) 組織図



5. いじめの早期対応に関する取組

いじめ		生徒に直接関わる取組内容	保護者と連携や依頼内容
暴力を伴ういじめ	被害側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・周囲等の聞き取り実施。身体的・精神的被害状況を正確に把握。迅速な初期対応。 ○休み時間・登下校等の際も教員による見回りを行い、被害を継続させない体制をつくる。 ○いじめの原因や背景のつきとめ、根本的な解決と指導の完結をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの話を冷静に聞き、客観的な事実の把握に努める。 ○子どもの心情を掴み、我が子を守る強い姿勢を見せ、子どもの心の安定をはかる。 ○問題の解決へ向けた学校の方針と保護者の願いを共有し合い、解決への理解と協力を得る。
	加害側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした姿勢で臨み、身体的・精神的な加害行為を正確に把握し、反省と謝意を導く。 ○いじめの理由や背景を聞き出し、根本的な解決を図る。(加害側の抱える問題を探る。) ○犯罪性ある場合は、関係諸機関の協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを理解させる。 ○事実を冷静に確認し、相手の心身に与えたダメージの大きさと、法的責任を理解させる。 ○被害生徒と保護者に対し、誠意ある適切な対応(謝罪等)を促す。
暴力を伴わないいじめ	被害側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・周囲等からの聞き取り実施。精神的被害状況の正確な把握。迅速な初期対応。 ○休み時間・登下校等の際も教員による見回りを行い、被害を継続させない体制をつくる。 ○いじめの原因や背景をつきとめ、根本的な解決と指導の完結をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの話を冷静に聞き、客観的な事実の把握に努める。 ○子どもの心情を掴み、我が子を守る強い姿勢を見せ、子どもの心の安定をはかる。 ○問題の解決へ向けた学校の方針と保護者の願いを共有し合い、理解と協力を得る。
	加害側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした姿勢で臨み、身体的・精神的な加害行為を正確に把握し、反省と謝意を導く。 ○いじめの理由や背景を聞き出し、根本的な解決を図る。(加害側の抱える問題を探る。) ○犯罪性ある場合は、関係諸機関の協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを理解させる。 ○事実を冷静に確認し、相手の精神に与えたダメージの大きさと、責任を理解させる。 ○被害生徒と保護者に対し、誠意ある適切な対応(謝罪・和解等)を促す。
行いが見えにくいいじめ	被害側	<ul style="list-style-type: none"> ○辛く苦しい気持ちへの共感と、本人が知覚している実情を把握する。 ○本人・周囲からの聞き取りを重視し、精神的ダメージを正確に把握し、適切に初期対応する。 ○いじめの原因や背景を調査し、根本的な解決をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの話を冷静に聞き、客観的な事実の把握に努める。 ○子どもの心情を掴み、我が子を守る強い姿勢を見せ、子どもの心の安定をはかる。 ○問題の解決へ向けた学校の方針と保護者の願いを共有し合い、理解と協力を得る。
	加害側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」姿勢で臨み、精神的な加害行為を正確に把握し、いじめであることを認識させる。 ○いじめの理由や背景を聞き出し、根本的な解決をはかる。(加害側の抱える問題を探る。) ○加害者を特定できぬ場合は、全体指導等を工夫。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを理解させる。 ○事実を冷静に確認し、相手の精神に与えたダメージの大きさと、責任を理解させる。 ○被害生徒と保護者に対し、誠意ある適切な対応(謝罪・和解等)を促す。
関わり生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの傍観は負担することと同じであることを考えさせ、被害側の苦しみを理解させる。 ○人権感覚を磨き、自他を大切にできる判断力と正義を貫く行動力の大切さに気づかせる。 ○学級学年指導等で適宜に問題提起をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、学校や保護者に報告したり相談できる信頼関係づくりに努める。 ○いじめる側や傍観者にならず、解決する意志や態度を育てる家庭教育の必要性を啓発する。 ○各種便り、保護者会、PTA等を活用する。 	
重大事案	直ちに教育委員会に報告して対応を協議し、当該事案に関するいじめ対策委員会を設置し、慎重かつ迅速に解決をはかる。→ ★重大事態対応フロー図へ		

6. **重大事態対応フロー図**

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会に報告

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき

市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・学校側組織構成員：企画委員会、教育相談主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員
- ・外部関係機関：草加市教育委員会指導課、子育て支援課、主任児童員、民生委員、教育支援室(臨床心理士)、県スクールカウンセラー、南部教育事務所いじめ・非行防止支援員、越谷児童相談所、草加警察、学校PTA

※専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、調査の公立性・中立性を確保するよう努める。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実を速やかに調査をする。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢で対応する。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する必要があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を市教育委員会に報告

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を市教育委員会に報告

<市教委等、学校外のを調査委員会が主体となる場合>

- 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力